

○財務省告示第三百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年九月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記

利付国庫債券（二十年）（第二百二十一回）

二 発行の根拠

平成二十二年の財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

後に行われる入札であつて、
務大臣が各限額を定め、
ごとに発行（以下、
による発行）
別参加者（第II非
発行と「いう。）」
価格競争入札

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加 場
者 ・ 第 I
非 争 入 札 発 競
争 及 び 国 発 競

各市場特別参加者ごとの
当てる。そのうち応募
もかかる。そのうち
各債市場特別参加者
募集限度額の範囲内
込み応募額を割り当てる。

六

イ

入 価 行 争
札 格 競 額
発 競 行 争
行 争 額

額、金額で一兆八十九億
うち、平成十二年にお
財政運営の公債の発行
特例等に關する法律第
項の規定に基づき、
千七百七十億、
万七千三百七十億、
四十条第一項の規定に
発行した利付国債につ
いては、

ハ					ロ														
行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国		
入	札	格	第	参	債	入	札	格	第	参	債	入	札	格	第	参	債		
札	格	第	参	加	市場	札	格	第	参	加	市場	札	格	第	参	加	市場		
千六百十五億九千六百人					八百九十六億七千六百八十万人					一兆八億三千四百七十万人					八千六百二十九億円				
										特別会計に關する法律第四十六					特別会計に關する法律第四十六				
										た利付国債について、額面金額					た利付国債について、額面金額				
										で九百四億円					で九百四億円				
										金した付国債に、額面金額					金した付国債に、額面金額				
										二千六百九十萬円、同法第六十					二千六百九十萬円、同法第六十				
										二條第一項の規定に基づき發行					二條第一項の規定に基づき發行				
										し、は、額面					し、は、額面				
										円					円				
										特別會計に關する法律第四十六					特別會計に關する法律第四十六				
										條第一項の規定に基づき發行し					條第一項の規定に基づき發行し				
										た利付国債について、額面金額					た利付国債について、額面金額				
										で九百四億円					で九百四億円				

七

イ

払

込

金

額

ハ

ロ

